

自動はかり（自動捕捉式はかり）の 検定義務化について

令和6年12月

経済産業省
イノベーション・環境局
計量行政室

<目次>

I. 計量法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・P 2

II. 自動捕捉式はかりの検定義務化・・・・・・・・P 7

(参考) 取引・証明に関するQA・・・・・・・・ P14

I . 計量法の概要

計量法の体系

- 計量法は、計量の基準（計量単位や特定計量器の種類等）について定め、適正な計量の実施を確保することにより、経済の発展及び文化の向上に寄与することが目的

計量基準の設定

計量単位の統一

- 計量法が定める物象の状態の量について、法定計量単位以外の計量単位は、取引又は証明に用いてはならない

- ・物象の状態の量；「長さ」、「質量」、「時間」など
- ・法定計量単位；「メートル」、「キログラム」、「秒」など

計量標準の供給（計量標準供給制度）

- 計量の正確性の確保
国家標準へのトレーサビリティシステムの構築

適正な計量実施の確保

正確な計量器の使用

- 法定計量単位による取引や証明の計量には、基準を満たした特定計量器を使用

- ・特定計量器
適正な計量の実施を確保するため、法令で定める構造又は器差に係る基準をみたす計量器



- ・**原則として、検定に合格したものでなければ、取引・証明における計量に使用できない。**
- ・都道府県等による検定・定期検査の実施
- ・製造事業者等の届出義務
- ・型式承認制度、指定製造事業者制度

適正な計量の実施

- 食肉、野菜などの商品を法定計量単位により示して販売するときには、許容誤差を超えないように計量して販売（商品量目制度）
- 質量、濃度などの計量証明を行う事業者に対する登録制度（計量証明事業制度）

自主的な計量管理の推進

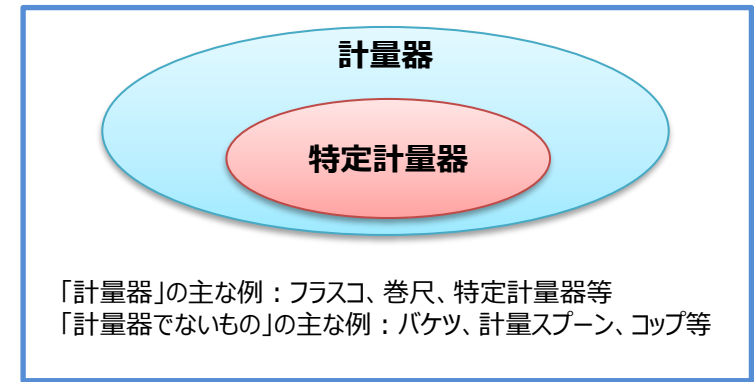
- 「計量士」・・・計量管理に必要な知識・経験を有する者に資格を付与。計量士による検査により、都道府県等が行う特定計量器の定期検査を代替
- 「適正計量管理事業所」・・・適正な計量管理を行う事業所として指定。『計量士』による計量管理を前提として、特定計量器の定期検査を免除

法制度の適確な執行（報告徴収・立入検査）

特定計量器とは？

- **計量器※のうち**、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定める計量器を「**特定計量器**」といいます。
- 特定計量器は、原則として「**検定**」に合格しないと取引・証明に使うことはできません。
- 自動はかりは、平成29年に新たに特定計量器に追加されました。

※「計量器」とは、「長さ」、「質量」、「時間」等の「計量」の対象となる量（「物象の状態の量」）を計るための器具、機械又は装置



検定とは？

- 適正計量の実施の確保のため、一定の条件を満たす特定計量器だけを、取引・証明における計量に使用することを認める制度です。
- 取引・証明における計量に使用するためには、構造検定（型式承認）と器差検定に合格する必要がありますが、自動はかりの器差検定は、指定検定機関※が実施します。

※自動捕捉式はかりに関する指定検定機関（R 6.12現在）

- ・株式会社寺岡精工/株式会社デジアイズ
- ・大和製衡株式会社
- ・株式会社エー・アンド・デイ
- ・アンリツインフィビス株式会社
- ・全国自動はかり検定株式会社
- ・一般社団法人日本海事検定協会

「取引」/「証明」とは

自動捕捉式はかりを
取引又は証明における計量に使用する場合は、
期日（※）までに検定を受検する必要があります。
※期日については、P 8～P 9で解説。

計量法第2条第2項

取引：有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする
業務上の行為

証明：公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること

（参考）計量法関係法令の解釈運用等について（平成30年4月）

1 「取引」「証明」等の定義の解釈について

(1) 「取引」とは

有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為。

(2) 「証明」とは

公的機関自らが行い、若しくは公的機関に対して、公に又は業務上（反復継続的に）他人（証明を行う者以外の者）に
対して計量されるものが一定の物象の状態の量を有するという事実（特定の数値までを含むことを要するものではなく、ある一
定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。）について真実であるということを表明すること。参考値を示すなど、
単なる事実の表明は含まれない。

(参考) 取引又は証明のための計量に該当／非該当事例（一般例）

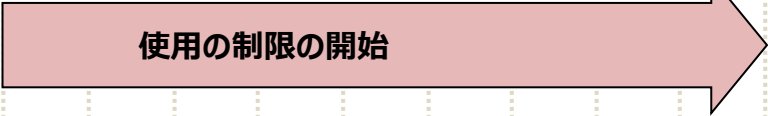
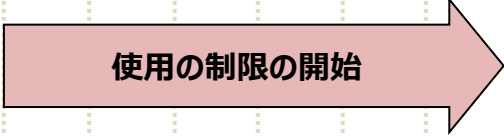
	該当する場合	該当しない場合
取引	・食肉販売に際しての質量の計量 ・ガソリン販売に際しての体積の計量 ・タクシーの料金算出に際しての距離の計量 ・農家が庭先で農産物を販売する際の質量の計量 ・服地販売に際しての長さの計量 ・倉庫に物品を保管する際の保管料算定のための長さ及び体積の計量 ・宅配便等小包料金算定の際の質量及び長さの計量 ・委託加工賃を物品の質量によって決定する際の質量の計量 ・店舗の賃貸料を決定する際の面積の計量	・製造事業者が生産工程において内部的に行う各種の計量（材料の調合、長さのチェック等） ・家庭内での計量（日曜大工で棚を作る際に板の長さを計量、お菓子づくりの際の小麦粉の質量の計量等） ・友人間等での単発の物品のやりとりの際に行う計量（業務上とは認めがたいもの） ・たまたま隣人に米を分ける際に行う計量
証明	・地方自治体が一般に公表するために行う濃度等の計量 ・国税庁が行う酒税賦課のためのアルコール濃度の計量 ・土地の登記に際して行う面積の計量 ・工場等が行政機関に報告するために行う排水量の計量 ・病院や学校において行われる体重測定の結果が、健康診断票に示され通知、報告等される場合の体重の計量	・客に体重を計ってもらうために店頭に設置されたはかりを使用しての体重の計量（単なる自己の健康管理用） ・研究所等が内部的に行う各種の計量

Ⅱ． 自動捕捉式はかりの検定義務化

自動捕捉式はかりの概要と、検定義務化のスケジュール

名称	自動捕捉式はかり	
主な計量対象	加工食品、飲料、薬品等	
特徴	箱、袋、缶などの形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入を選別する機能も備えている	
イメージ		

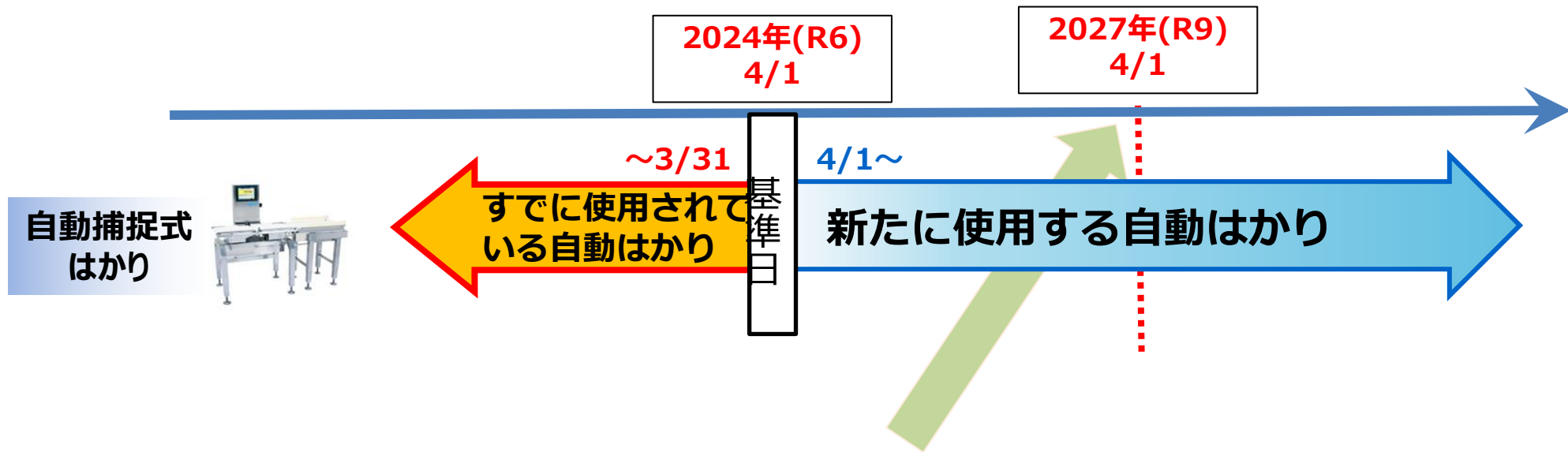
※ひょう量が5kgを超える自動捕捉式はかりは、検定義務化の対象外。

(取引・証明における計量に) 基準日以降、新たに使用するもの										
既に（取引・証明における計量に） 基準日以前に使用しているもの										

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1

「新たに使用」と「既使用」の判別基準

- ① 検定証印が付されておらず、
- ② 下記基準日より前の日までに取引又は証明に使用
されていれば、「すでに使用されている自動はかり」。
それ以外の場合は、「新たに使用する自動はかり」になる。



すでに取引・証明に使用されている自動捕捉式はかりが「約4万台」存在すると推計されています。
2026年度は、（特に、遅くなればなるほど）各指定検定機関に対する検定依頼が多数寄せられる
ものと考えられ、希望のスケジュールどおりに検定を受検できないおそれもあります。
このため、**可能な限り早期（令和7年（2025年）度）の検定受検をご検討ください。**

(参考)自動捕捉式はかりの技術基準 JIS B7607:2021

自動捕捉式はかりとは、以下の3機種の総称です。

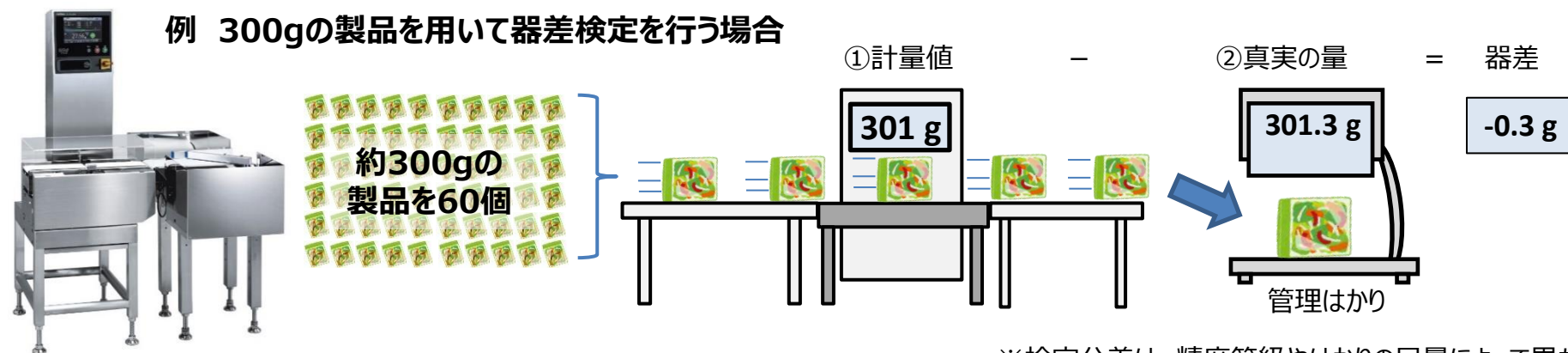
自動重量選別機 (製品を、その質量と基準設定値との差に応じて、複数のサブグループに分類する自動はかり)

質量ラベル貼付機 (製品の質量の計量値のラベルを、製品に貼り付ける自動はかり)

計量値付け機 (製品の表示質量値及び単価を基に料金を計算してラベルを、製品に貼り付ける自動はかり)

器差検定の方法は、自動捕捉式はかりで自動計量した製品を、管理はかり（主に、別の非自動はかり）で再計量し、自動捕捉式はかりの計量値と管理はかりの計量値（真実の量）との差（器差）を算出することで行います。

具体的には、荷重搬送システムを最大速度に設定し、ひょう量・最小測定量・検定公差の変わる点を含む4点に相当する質量の製品をそれぞれ規定回数分、自動計量します。そのすべての製品の質量を管理はかりで再計量し、器差（自動重量選別機は器差の平均値）が検定公差以内であることを確認します。

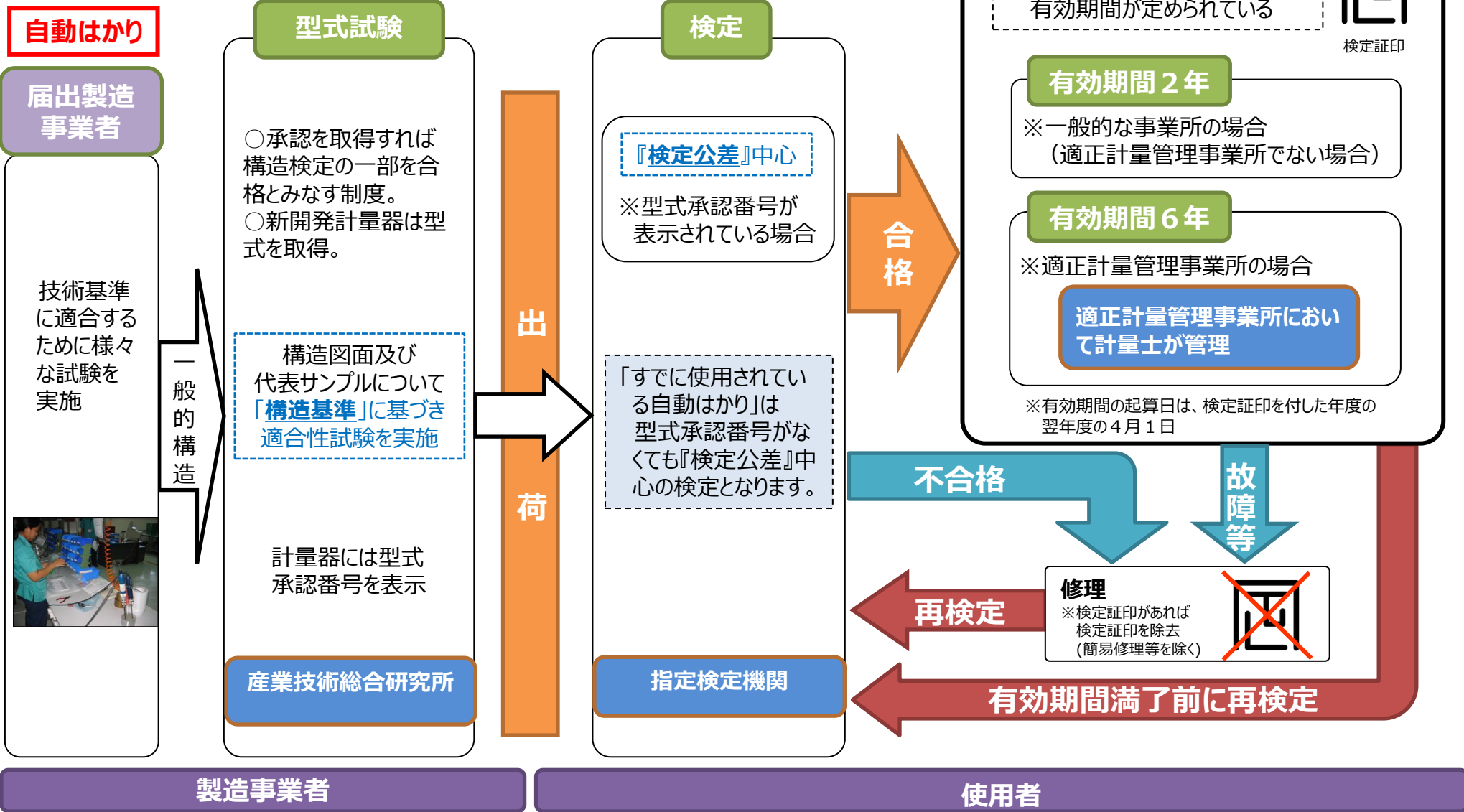


※検定公差は、精度等級やはかりの目量によって異なります。

【検定公差の例※】	自動重量選別機 (新規はかり)	自動重量選別機 (既使用はかり)	質量ラベル貼付機 計量値付け機 (新規はかり)	質量ラベル貼付機 計量値付け機 (既使用はかり)
0g~500g	±0.5g	±1g	±1g	±1.5g
500g~2,000g	±1g	±2g	±1.5g	±2.5g
2,000g~10,000g	±1.5g	±3g	±2g	±3.5g

特定計量器の検定等の流れ(自動はかり)

一般的な「自動はかり」の検定の枠組み



(参考)現在指定されている「器差検定を中心とした指定検定機関」(自動捕捉式はかり)

(令和6年12月現在)

指定検定機関名	事業所名	所在地	指定日 (更新日)	指定検定機関を 表す記号
株式会社寺岡精工 株式会社デジアイズ	北海道・東北ブロック: 東北事業所 関東・甲信越ブロック: 関東事業所 東海・北陸ブロック: 東海事業所 近畿ブロック: 近畿事業所 中国・四国ブロック: 四国事業所 九州・沖縄ブロック: 九州事業所	株式会社デジアイズ ペリフィケーションサービス 東北事業所 岩手県奥州市前沢字高畑31 株式会社寺岡精工 ペリフィケーションサービス 関東事業所 東京都大田区久が原5-13-12 株式会社寺岡精工 ペリフィケーションサービス 東海事業所 愛知県名古屋市中区平和2-3-17 株式会社寺岡精工 ペリフィケーションサービス 近畿事業所 大阪府吹田市垂水町3-20-8 株式会社寺岡精工 ペリフィケーションサービス 四国事業所 香川県高松市林町2511-8 株式会社寺岡精工 ペリフィケーションサービス 九州事業所 福岡県福岡市南区向野1-12-3	令和3年3月31日 (令和6年3月8日)	TRK
大和製衡株式会社	北海道・東北ブロック: 北海道東北事業所 関東・甲信越ブロック: 関東甲信越事業所 東海・北陸ブロック: 東海北陸事業所 近畿ブロック: 近畿事業所 中国・四国ブロック: 中国四国事業所 九州・沖縄ブロック: 九州沖縄事業所	北海道東北事業所 宮城県仙台市宮城野区日の出町二丁目4番12号 関東甲信越事業所 神奈川県横浜市都筑区佐江戸町814番地 東海北陸事業所 愛知県清須市春日中沼88番地 近畿事業所 兵庫県明石市茶園場町5番22号 中国四国事業所 広島県広島市西区南観音七丁目11番23号 九州沖縄事業所 福岡県福岡市中央区六本松二丁目12番25号 ペルヴィ六本松6 階	令和3年10月18日 (令和6年10月18日)	YGV
株式会社エー・アンド・デイ	北海道・東北ブロック: 仙台営業所 関東・甲信越ブロック: 開発・技術センター 東海・北陸ブロック: 名古屋営業所 近畿ブロック: 大阪営業所 中国・四国ブロック: 広島営業所 九州・沖縄ブロック: 福岡営業所	仙台営業所 宮城県仙台市青葉区本町1-12-7(三共仙台ビル6階) 開発・技術センター 埼玉県北本市朝日1-243 名古屋営業所 愛知県名古屋市中区豊が丘407 大阪営業所 大阪府大阪市淀川区宮原3-5-24(新大阪第一生命ビルディング6階) 広島営業所 広島県広島市西区西観音町9-7(なかよしビル4階) 福岡営業所 福岡県福岡市博多区博多駅南 1-8-6(第5ガーデンビル8階)	令和3年10月18日 (令和6年10月18日)	AND
アンリツインフィビス 株式会社	計量検定部検定管理課	神奈川県厚木市恩名5-1-1	令和4年9月30日	AIV
全国自動はかり検 定株式会社	東京本社	東京都板橋区板橋一丁目52番1号	令和5年9月20日	JCW
一般社団法人日本 海事検定協会	検定サービスセンター	神奈川県横浜市中区海岸通1-3	令和6年11月26日	NKK

(参考)適正計量管理事業所

特定計量器を使用する事業所のうち、適正な計量管理を行う事業者を指定^{注)}する制度

注) 国の事業所は経済産業局に、それ以外は都道府県知事に申請。

<特徴>

- ①自主検査をした特定計量器について定期検査を免除
- ②簡易修理後、基準に適合していれば再検定を行わなくてよい
- ③適正計量管理事業所の標識を掲げることができる

<主な指定の条件>

- ①計量士が定期的に検査を行うこと
- ②従業員等が計量士により計量管理の指導を受けていること
- ③計量管理規程が定められていること 等



<適正計量管理事業所の標識>

<主な事業所の例>

工場（食品製造、医薬品製造、鉄鋼製造、一般機械製造等）、百貨店、スーパーマーケット、市場、石油販売業（ガソリンスタンド等）、郵便局、鉄道会社等

(参考) 取引・証明に関するQA

※主として自動はかりの使用者の方向けに、「取引」／「証明」の考え方に関する理解を深めていただくために、一般的な考え方を示したものです。

取引・証明に関するQ & A ①

Q 1 : 自動はかりで計量の後、非自動はかりでサンプル検査をしている場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 1 :

非自動はかりでの確認がサンプル検査であり、個々の商品等の一部しか確認しない場合、自動はかりでの計量は、取引又は証明のための計量に該当する。

Q 2 : 商品等の売手と買手の双方がともに計量を行っている場合、取引又は証明のための計量に該当するのは、売手と買手のどちらによる計量が該当するのか？

A 2 :

個々の取引形態や契約によるが、一般的には、売手と買手のうち計量結果における最終的な責任を負っている方が、取引又は証明のための計量を行った者となる。

Q 3 : 親会社と子会社間の取引や同一法人内の支店同士の取引に使用するための計量は、取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 3 :

親会社と子会社間の取引は、一般的には、内部管理にあたると考えられないため、取引又は証明に該当する。

同一法人内の取引については、一般的には、内部管理にあたると考えられるため、取引又は証明に該当しない。

取引・証明に関するQ & A ②

Q 4 : 自動はかりで計量後、非自動はかりで 1 個ずつ全数確認している場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 4 :

全ての商品について、非自動はかりで計量を行い、その計量結果を取引又は証明に使用している場合には、一般的には、非自動はかりによる計量が取引又は証明に該当する。

Q 5 : 自動はかりによる計量は、商品の過重、軽量品の選別にのみ使用している場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 5 :

当該自動はかりの前後の工程で使用されている自動はかりが、取引又は証明に使用されているのであれば、過重、軽量品の選別にのみ使用している当該自動はかりは、一般的には、取引又は証明のための計量に該当しない。

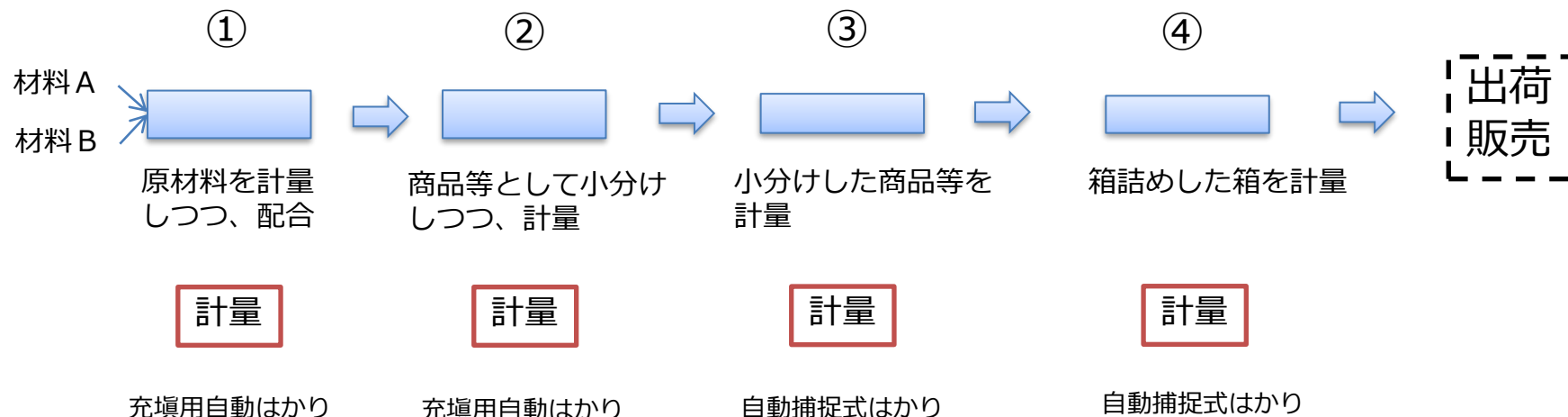
Q 6 : 複数の段階で計量を行っている場合、どの段階での計量が取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 6 :

どの段階での計量が取引又は証明に該当するかは、個々の商品や契約の要件等により異なるものと考えます。次ページに基本的な考え方を示しますので、判断の参考にして下さい。

(参考) Q6の基本的な考え方

例：スナック菓子（1袋（内容量100g））を同一工場内で製造、販売する場合における計量を想定した場合の考え方。



上記の工程で商品を製造・販売している場合、一般的には③の段階における自動捕捉式はかりにおける計量結果が取引又は証明に使用されていると考えられるが、①～④における計量が取引又は証明に該当するかどうかの一般的な考え方は、下記のとおり。

①一般的には、該当しない。

※工程管理に係る計量その他内部的な行為であって業務上その結果が他人に表明されない計量は含まれない。

②該当する場合＝②の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

該当しない場合＝③以降の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

③該当する場合＝③の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

該当しない場合＝②又は④の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

※②、③の段階において、同一の商品を全数計量し、その計量結果を取引又は証明に使用している場合は、②又は③のいずれかの自動はかりについて検定を受検し、合格すれば良い。

④該当する場合＝④の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

該当しない場合＝②または③の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合や④の計量結果を取引又は証明に使用していない場合

取引・証明に関するQ & A ③

Q 7 : 最終商品を個数や枚数で取引をしているが、製造工程の内部管理用の確認用途（原材料の計量、製品の過不足確認、社内規格との適合確認など）として、質量を計っている場合、当該質量を計量する自動はかりは、取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 7 :

一般的には取引又は証明に使用されていないと考えられるが、当該自動はかりによる計量の結果が契約の要件になっている場合は、該当する場合がある。

参考. 自動はかりの取引又は証明に該当しない事例

該当しない場合

・商品の製造工程管理に係る計量その他内部的な行為であって、業務上その結果が他人に表明されない計量

例えば、原材料の配合量を商品等に表示しない場合であって、取引先との契約の要件にも該当しない場合における、商品等の製造工程上の計量。

・社内におけるデータ蓄積を目的として行われる計量

例えば、社内の生産管理等に使用するために、質量結果をデータとして蓄積し、個々のデータを対外的に公表しない場合の計量。

・商品等の取引に用いる際に行われる計量の前段階に目安として行う計量

例えば、工場内で包装商品を製造する過程で、包装商品の最終的な計量を行う前段階で、おおよその目安としての計量を行っている場合。



**上記のような場合に使われる自動はかりは
検定の対象ではありません。**

【本件の問合せ先】

経済産業省 イノベーション・環境局 計量行政室

e-mail : bzl-metrology-policy@meti.go.jp

TEL : 03-3501-1688

【最新情報・関連資料等】

経済産業省 計量行政室ホームページ（計量制度見直し）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/000_keiryou_minaoshi.html

※上記リンク先に、問合せフォームがあります。